

東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) 水涵保	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	☆間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢	(現時点) 連年生長量 m ³	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	☆伐採率 %	☆採取方法	☆面的な複層状態に誘導する小班的まじり	☆主伐箇所での間伐率 %	採取可能面積 ha	☆前回の間伐実施 年度	☆主伐が可能になる年度	☆間伐その他の樹木の採取が可能になる年度	☆隣接林分が鬱閉したものとする年度	ha 当たり伐採材積 m ³	☆保護樹帯の設定	☆保護樹帯が採取可能になる年度	摘要						
1	502	い	水源	ス・カ	水涵保	共	3.65	単	スギ	100	55	-	14.5	B	0.01	3.11	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	360	ア、ウ	-	基礎額算定林分(一部)							
	502	ろ	水源	ス・カ	水涵保	共	42.83	単	カラマツ 他L	80 20	64 64	50 55	-	43.4 14.5	B	0.07	9.43	0.02	100	皆伐	-	35	-	H20 H20	R3 R3	R3 R3	-	212	ア、ウ	-							
2	502	ろ	水源	ス・カ	水涵保	共	42.83	単	カラマツ 他L	80 20	64 64	50 55	-	43.4 14.5	B	0.07	14.30	0.02	100	皆伐	-	35	-	H20 H20	R3 R3	R3 R3	-	212	ア、ウ	-							
	502	へ	水源	ス・カ	水涵保	共	15.53	単	スギ	100	64	55	-	48.0	B	0.04	14.98	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	357	ア	-	基礎額算定林分(一部)						
3	503	は	水源	ス・カ	水涵保	共	5.70	単	スギ	47	97	55	-	3.7	C	0.11	5.70	0.11	100	皆伐	-	35	-	H4 H4	R3 R3	R3 R3	-	354	ア	-							
									アカマツ 他L	25 28	97 97	55 55	-	3.0 2.8																							
	503	へ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.54	単	スギ	100	48	55	-	4.6	C	0.00	0.54	0.00	100	皆伐	-	35	-	-	R9	R3	R3	-	469	ア	-						
	503	と	水源	ス・カ	水涵保	共	6.50	単	スギ	100	48	55	-	54.6	C	0.02	6.50	0.02	100	皆伐	-	35	-	H24	R9	R3	-	468	ア	-							
503	ち	水源	ス・カ	水涵保	共	3.73	単	スギ	100	48	55	-	28.9	C	0.05	3.73	0.05	100	皆伐	-	35	-	H24	R9	R3	-	436	-	-								
4	503	に01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.28	単	スギ	100	50	55	-	38.2	B	0.07	0.77	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R7	R3	-	362	-	-							
5	503	に01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.28	単	スギ	100	50	55	-	38.2	B	0.07	4.03	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R7	R3	-	362	ア	-							
6	503	る01	水源	ス・カ	水涵保	共	24.15	単	スギ カラマツ 他L	5 75 20	63 63 63	55 50 55	-	2.5 25.2 9.0	B	0.24	17.50	0.17	100	皆伐	-	35	-	H21 H21 H21	R3 R3 R3	R3 R3 R3	-	234	-	-							
7	504	い	水源	ス・カ	水涵保	共	3.85	単	スギ	100	46	55	-	31.9	C	0.04	3.85	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R11	R3	-	418	ア	-							
8	504	に	水源	ス・カ	水涵保	共	4.67	単	スギ	100	46	55	-	34.2	C	0.00	4.67	0.00	100	皆伐	-	35	-	H24	R11	R3	-	366	ア	-							
9	504	ほ	水源	ス・カ	水涵保	共	6.27	単	スギ	100	47	55	-	52.2	C	0.00	6.27	0.00	100	皆伐	-	35	-	H18	R10	R3	-	438	-	-							
10	504	ぬ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.63	単	スギ	100	65	55	-	2.0	C	0.01	0.63	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	408	ア	-							
		そ	水源	ス・カ	水涵保	共	1.01	単	スギ 他L	91 9	69 69	55 55	-	2.4 0.2	B	0.02	0.83	0.02	100	皆伐	-	35	-	H11 H11	R3 R3	R3 R3	-	406	ア	-							
	504	つ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.69	単	スギ	100	65	55	-	1.4	C	0.27	0.69	0.27	100	皆伐	-	35	-	H14	R3	R3	-	407	ア	-							
11	504	よ01	水源	ス・カ	水涵保	共	0.82	単	カラマツ	100	70	50	-	0.8	C	0.05	0.82	0.05	100	皆伐	-	35	-	H25	R3	R3	-	203	-	-	基礎額算定林分(一部)						
	504	よ02	水源	ス・カ	水涵保	共	6.38	単	スギ	100	61	55	-	16.1	C	0.01	6.38	0.01	100	皆伐	-	35	-	H21	R3	R3	-	252	-	-							
	504	よ03	水源	ス・カ	水涵保	共	0.19	単	カラマツ	100	73	50	-	0.2	C	0.04	0.19	0.04	100	皆伐	-	35	-	H25	R3	R3	-	200	-	-							
	504	よ04	水源	ス・カ	水涵保	共	4.52	単	カラマツ	100	62	50	-	5.5	B	0.00	4.50	0.00	100	皆伐	-	35	-	H21	R3	R3	-	202	-	-							
12	505	は	水源	ス・カ	水涵保	共	29.00	単	スギ カラマツ	38 62	61 61	55 50	-	26.5 25.9	C	0.45	29.00	0.45	100	皆伐	-	35	-	H14 H14	R3 R3	R3 R3	-	244	ア	-							
13	507	い01	水源	ス・カ	水涵保	共	7.09	単	スギ	100	49	55	-	52.1	C	0.53	7.09	0.53	100	皆伐	-	35	-	H28	R8	R6	-	467	-	-							
		い02	水源	ス・カ	水涵保	共	1.81	単	スギ 他L	75 25	65 65	55 55	-	4.6 1.5	C	0.13	1.81	0.13	100	皆伐	-	35	-	H28 H28	R5 R5	R6 R6	-	458	-	-							
	507	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	共	12.88	単	スギ	100	58	55	-	58.0	B	1.31	12.77	1.30	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
14	507	い03	水源	ス・カ	水涵保	共	26.69	単	スギ	100	63	55	-	103.5	C	1.68	26.69	1.68	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
	507	い04	水源	ス・カ	水涵保	共	12.51	単	スギ	100	59	55	-	60.5	C	0.56	12.51	0.56	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
	507	い05	水源	ス・カ	水涵保	共	0.56	単	カラマツ	100	61	50	-	1.5	C	0.03	0.56	0.03	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	457	-	-							
15	509	い	水源	ス・カ	水涵保	共	2.64	単	スギ	100	51	55	-	15.7	B	0.03	2.53	0.03	100	皆伐	-	35	-	-	R6	R3	-	392	-	-							
16	510	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.77	単	カラマツ	100	64	50	-	9.5	C	0.06	6.77	0.06	100	皆伐	-	35	-	H17	R3	R3	-	237	-	-							
17	513	か	水源	ス・カ	水涵保	共	6.38	単	カラマツ 他L	90 10	59 55	50 55	-	10.6 1.7	C	0.00	6.38	0.00	100	皆伐	-	35	-	- -	R3 R3	R3 R3	-	264	ア	-	基礎額算定林分						
18	515	へ01	水源	ス・カ	水涵保	共	16.40	単	スギ	100	51	55	-	82.0	B	0.06	14.92	0.05	100	皆伐	-	35	-	H9	R6	R3	-	315	ア	-							
19	516	へ04	水源	ス・カ	水涵保	共	4.26	単	スギ	60	46	55	-	18.6	C	0.00	4.26	0.00	100	皆伐	-	35	-	H26 H26	R11 R11	R4 R4	-	363	-	-							
									カラマツ 他L	40 46	46 46	50 55	-	7.4 8.2																							
20	516	へ06	水源	ス・カ	水涵保	共	4.35	単	スギ カラマツ アカマツ	32 39 29	46 46 46	55 50 55	-	10.1 7.4 8.2	C	0.00	4.35	0.00	100	皆伐	-	35	-	H26 H26 H26	R11 R11 R11	R4 R4 R4	-	362	ア	-							
21	521	い01	水源	ス・カ	水涵保	共	27.86	単	スギ カラマツ	17 83	54 54	55 50	-	25.7 80.7	C	0.00	27.86	0.00	100	皆伐	-	35	-	H10 H10	R3 R3	R3 R3	-	388	ウ	-							
		い02	水源	ス・カ	水涵保	共	14.82	単	スギ アカマツ ハンノキ	83 14 3	53 53 53	55 55 55	-	66.0 11.9 2.0	B	0.23	14.72	0.23	100	皆伐	-	35	-	H15 H15 H15	R4 R4 R4	R3 R3 R3	-	392	ア	-							
22	522	と01	水源	ス・カ	水涵保	-	2.15	単	スギ	100	50	55	-	12.1	C	0.00	2.15	0.00	100	皆伐	-	35	-	-	R7	R3	-	331	ア	-							
23	530	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	-	1.84	単	カラマツ	100	54	50	-	4.0	B	0.15	1.08	0.09	100	皆伐	-	35	-	H29	R6	R7	-	264	ア	-							
24	530	ろ03	水源	ス・カ	水涵保	-	6.00	単	スギ	100	62	55	-	19.1	B	0.32	5.00	0.27	100	皆伐	-	35	-	H29	R6	R7	-	336	ア	-							
																289.87											143.01										

東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表 齢級別区画面積

(単位: ha)

齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
スギ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	43.76	37.24	25.28	68.66	0.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.22	179.99	
カラマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.97	24.48	6.38	69.58	0.82	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.42
アカマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	2.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	5.46
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.21	64.22	31.66	138.24	1.65	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	5.70	289.87	

備考

- 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。
- 「区画から控除する雑地面積」及び「採取可能面積」の算定については、別紙8「権利設定料の算定方法等」別添「採取可能面積の算定方法等」のとおりです。
- 「ha当たり伐採材積」は、林齢、主伐が可能になる伐期齢、現時点の連年生長量、伐採率等から採取時の材積を想定できるよう、参考に記載しているものであり、実際の材積を表すものではありません。
- 「摘要」に記載されている基礎額算定林分は、国において収穫調査を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。
なお、基礎額算定林分(「513林班 か小班」を除く)に係る収穫調査結果の有効期間は、令和6年7月25日までです。
- ☆のついた項目は、別紙12「東北2田子地区樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」で示したものです。
- その他表記事項についての凡例は以下のとおりです。
- 区域番号及び区画面積以外の情報は、平成31年3月31日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画で示された考え方にに基づき示したものです。

東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表 凡例

項目	表記	内容
施業群	ス・カ	スギ・カラマツ等施業群(伐期齢以上の林齢で皆伐・新植する施業群)
権利関係	共	普通共用林野
面的な複層状態に誘導する小班のまとまり	面複	伐区が複数の小班にまたがる場合に一塊の採取箇所の面積が2.5ha以下等となる複層伐が可能となる区域
保護樹帯の設定		国が当該箇所で最低限設置する必要があると見込んでいる保護樹帯。
	ア	尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
	ウ	隣接する林分(民有林を含む。)であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所